

「犬とのおでかけといえば三重県」特設サイト等制作業務委託仕様書

(公社) 三重県観光連盟

1 委託業務名

「犬とのおでかけといえば三重県」特設サイト等制作業務

2 委託業務の目的

三重県は、一人あたりの犬の登録数が人口100人あたり6.55頭で全国2位(※1)であり、また、近隣県においても岐阜県3位、愛知県6位と上位を占めており、犬の飼育率が高いと推測されるため、三重県内における犬とのお出かけ需要は高いと考えられます。

一方で、犬とのお出かけが制限されるスポット・施設もあり、「お出かけの際に愛犬に対して大変だと思うこと」の1位に「犬を入れる施設が限られる」といった調査結果※2もあることから、犬とおでかけする場所に困っている方が多いことがわかります。

こうした現状及び課題をふまえ、「犬とお出かけするなら三重県」をPRする特設サイト(以下「特設サイト」という。)を制作し、犬とお出かけできるスポット・施設に加え、犬とのおでかけの魅力を発信するレポート記事などを制作し、掲載することにより、「犬とおでかけしたい」層を中心に三重県内における観光スポットの魅力を訴求するとともに、「犬とおでかけ=三重県」のブランディング化を図り、三重県への誘客促進につなげることを目的に委託するものです。

※1

算出方法

都道府県別犬の登録頭数(出典:厚生労働省ホームページ 令和3年度都道府県別の犬の登録頭数と予防注射頭数等)を都道府県別人口(出典:総務省統計局ホームページ日本の統計第2章人口・世帯)で割り、算出。

※2

PR TIMES「【愛犬とのお出かけ事情】楽しいけれど大変なことも…気にせず楽しめるのはキャンプ場！？犬を飼っている方1,000名に調査！」より引用。

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000001.000088090.html>

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

4 契約上限金額

990,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

(1) 特設サイトの企画

- ア 写真や動画などを活用し、犬とお出かけしたくなる、三重県へ来訪したくなる魅力的なサイトデザインを提案すること。
- イ 特設サイトの構成について、ユーザーが“使いやすい”“見やすい”と感じることのできるユーザビリティに配慮したものにし、ワイヤーフレームなどにより具体的に提案すること。
- ウ 特設サイトに掲載するコンテンツについて、ユーザーにとって有益と考えられるものを掲載し、その内容について具体的に提案すること。また、その提案の意図について説明すること。
- エ 犬とお出かけできるスポット・施設を紹介するページを作成すること。紹介する項目は、施設・スポット名、写真、住所などの基本情報に加え、犬とのお出かけ時のスポット・施設内における留意点なども紹介すること。なお、当該スポット・施設において犬以外のペットもお出かけ可能な場合、その情報も紹介すること。また、必要に応じて「観光三重」本体サイトにある個別スポット・施設ページへの導線を確保すること。
- オ 犬とお出かけできるスポット・施設をエリア別で検索できるようにすること。なお、エリア分けは北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州を基本とするが、県外在住のユーザーも閲覧することをふまえ、他にわかりやすいものがあれば提案すること。
- カ トップページにおいて、「新着情報」「おすすめ情報」が表示されるデザインにすること。
- キ 「犬 おでかけ」「犬 観光」「犬 旅行」など犬とのお出かけに関連したキーワードで検索表示上位を見込める、SEO に配慮したサイト構造にするとともに、その具体的な方法について提案すること。
- ク 上記の提案にあたり、システム上における実現の可否については、(公社)三重県観光連盟（「以下「観光連盟」という。」が運営する公式サイト「観光三重」（以下「観光三重」という。）の保守管理を行っている株式会社まちづくりプラットフォーム（以下「まちづくりプラットフォーム」という。）に確認の上、提案すること。
※申出により、まちづくりプラットフォーム担当者の連絡先を別途お知らせします。

(2) 特設サイトの制作

- ア 「観光三重 (<https://www.kankomie.or.jp>)」のサブディレクトリURL に、5 (1) 「特設サイトの企画」に基づく特設サイトを観光連盟と協議しながら制作すること。なお、制作にあたっては、まちづくりプラットフォームと連携の上、円滑に業務を進めること。
- イ 特設サイトの制作及び公開までのスケジュールを提案すること。
- ウ コンテンツの個別（下層）ページは、それぞれの事業進捗に合わせて、観光連盟と協議しながら制作し、公開すること。
- エ YouTube チャンネル登録者数約 19.5 万人（公告時点）で、みえ旅 YouTube 隊員の「柴犬 りんご郎」（以下「柴犬 りんご郎」という。）をモデル

にした、特設サイトに誘導するためのバナーを作成すること。なお、サイズについては、縦300×横400、縦400×横800の2種類を作成すること。

オ 「犬とのおでかけといえば三重県」が伝わるキャッチコピー及びロゴを作成すること。

(3) コンテンツの制作

ア レポート記事

「柴犬 りんご郎」をモデルにした、犬とのお出かけの魅力が伝わり、かつSEO対策を講じたレポート記事を5本以上作成すること。なお、プールなど水を使用するスポットは「柴犬 りんご郎」の代わりとなるモデルを提案すること。また、取材先については地域・ジャンルのバランスを考慮して以下を基本とするが、その他に候補があれば提案すること。

※受託者には、「観光三重」CMSの操作権限を付与します。

【取材候補】

エリア	施設・スポット名	記事種別
北勢	ロサフィールド（令和5年7月末オープン予定）	新規作成
中南勢	VISON	新規作成
伊勢志摩	おかげ横丁・おはらい町	新規作成
伊賀	JACKGAIN、伊賀上野城など右記の既存ページにあるスポットを基本的に対象とし、必要に応じて新規スポット・施設を追加	リライト /report/511
東紀州	Villa お伽噺	新規作成

(参考) 過去に作成したレポート記事

・やまでらす

<https://www.kankomie.or.jp/report/1119>

・GLAMP DOG（グランドッグ）伊勢賢島

<https://www.kankomie.or.jp/report/895>

・NEMU フォレストヴィラ

<https://www.kankomie.or.jp/report/1180>

※取材先との調整は基本的に受託者において行うこと。

※「柴犬 りんご郎」との連絡、調整やモデル料の支払いは観光連盟において行いますが、レポート記事作成にかかる取材への同行は、受託者において一部もしくは全部を行うこと。

※取材先の費用は、受託者において負担すること。

イ 短尺動画の作成

(3) のアで作成したレポート記事の内容や取材先のスポットの魅力が伝わる短尺動画をそれぞれのレポートにつき1本作成すること。なお、短尺動画は観光連盟公式Instagramのリールに投稿することを想定しているため、これをふまえた縦横比、ファイルサイズにすること。また、動画の再生時間は15秒から30秒程度を目安に作成すること。

(4) 独自提案

5(1)～(3)以外に、「犬とお出かけするなら三重県」を訴求できる提案がある場合、別途提案すること。提案する場合は、連携にかかる費用を見積金額に含めること。

6 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和6年3月22日（金）
- (2) 記載事項
 - ア 委託名
 - イ 契約金額
 - ウ 契約日、契約期間
 - エ 完成年月日
 - オ 実施した業務概要
 - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

8 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
- ウ 観光連盟に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。